



第2次甲賀市地域福祉計画

〈第3期見直し版〉



* 見直した背景

平成29年7月に「人々がつながり暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念とし、「第2次甲賀市地域福祉計画」を策定しました。国の政策として、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が開始されました。

近年、高齢化や人口減少が本格化する中で、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大が重なり、人と人とのつながりの希薄化を加速させました。

第2期見直しでは、社会的孤立をはじめとする生活課題の多様化・複雑化を受けて、「重層的支援体制整備事業」や「新しい豊かさの追求」といった内容を盛り込み、今回、甲賀市総合計画第3期基本計画の策定に合わせ、「第2次甲賀市地域福祉計画〈第3期見直し版〉」を作成しました。

* 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものです。第2次甲賀市総合計画を上位計画とし、本市における児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉及び生活困窮者支援などの社会福祉並びに保健対策の基本的な指針として位置づけています。

「甲賀市重層的支援体制整備事業実施計画」（令和5年度策定）は、本計画に内包し、地域包括ケアシステムの一部であることから、第9期介護保険事業計画、他諸計画とも整合を保ちます。

* 新たに盛り込んだ事項

実感できる豊かさをめざして 『ウェルビーイング』

- (1) 重層的支援体制整備事業の展開
- (2) 災害に備えた要支援者等への支援体制づくり



詳しくは **3** ページをご覧ください

■ 第2次甲賀市地域福祉計画〈第3期見直し版〉
表紙ロゴ イメージコンセプト

キーワード

“多様性” “笑顔” “つながり”



甲賀市の花「ササユリ」をモチーフに表現。
困ったときに誰もが寄り添う優しさと笑顔をイメージしています。

ウェルビーイング Well-being

幸せの実感とは、社会の一員として、一人ひとりが、気負わないで自分らしくいきいきと生き続けることです。

人は、それぞれで十人十色です。平成27年（2015年）の国連総会で採択されたSDGsの宣誓文の目標3にめざす社会像を「身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな社会」と明記されています。

新しい豊かさ → ウェルビーイング Well-being

ウェルビーイングとは

気負わないで、“いいね！”が続いている”
生きて・いること自体に価値がある。

Well + being

WHOによると、個人や社会のよい状態という意味。

[Well-being is positive state experienced by individuals and societies]

＊ 計画期間

本計画の計画期間は、平成29年度から令和10年度までの12年間です。

なお、国、滋賀県等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて4年ごとに見直しができるものとなっています。

平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度
第2次甲賀市総合計画 第1期				第2次甲賀市総合計画 第2期				第2次甲賀市総合計画 第3期			
第2次甲賀市地域福祉計画 第1期				第2次甲賀市地域福祉計画 第2期				第2次甲賀市地域福祉計画 第3期			
見直し						見直し					

＊ 計画の理念と方針

「新しい豊かさ」の追求や、「つながりの再構築」の真価は、人與人・人と地域がつながり、自らで地域社会をつくっていくという共通認識のもとで、地域が一体となり連携・協働することにより発揮されます。

基本理念である、

『人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀』

を継承し、地域共生社会の実現に向けて、市民、関係団体、事業者とともに活動し計画を推進します。

甲賀市らしさを活かした地域福祉を実現するため、4つの分野から基本方針を定めて具体的な取り組みを進めます。

〈しくみ〉	地域で支える しくみ づくり
〈ひと〉	地域福祉を支える 人 づくり
〈ネットワーク〉	適切な支援へつなげる 体制 づくり
〈くらし〉	健康で安心な生活ができる 暮らし づくり

＊ 新たに盛り込んだ事項

実感できる豊かさをめざして 『ウェルビーイング』

(1) 重層的支援体制整備事業の展開 (2) 災害に備えた要支援者等への支援体制づくり

(1) 重層的支援体制整備事業の展開

重層的支援体制整備事業は、既存の介護・障がい・子ども・生活困窮の相談支援等の取り組みを十分に活用しながら、地域住民やその世帯の多様化・複雑化した困りごとを受け止める包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。

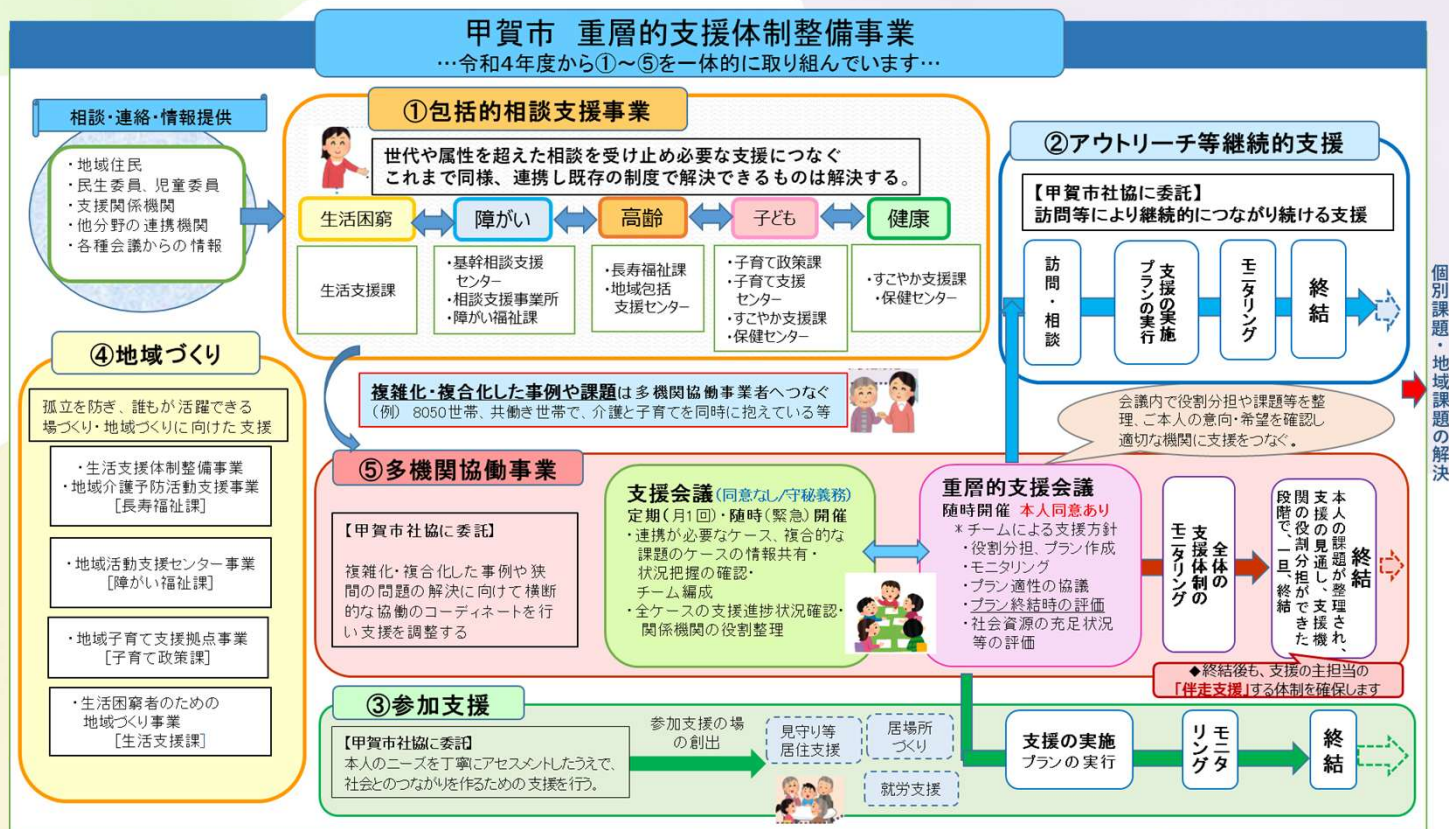
本計画で示す地域共生社会の実現に向けた理念と方針を前提とし、実施のために必要な事項について、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し包括的な支援体制の具体的な4つの柱を示します。

① ひきこもりの方への支援

② 居場所の創設応援

③ 社会福祉法人との連携・協働

④ 身寄りのない方への支援



(2) 災害に備えた要支援者等への支援体制づくり

頻発する自然災害への対応は急務です。災害時にどのような支援をするかという視点だけでなく、災害時の要援護者支援を実現できるのは日常生活からの活動が大きく関わります。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、本人の同意を得て作成した避難行動要支援者同意者名簿に記載された一人ひとりについて個別避難計画を作成し、いざというときの安否確認や避難行動支援に備えることが市(行政)の努力義務となりました。

これには、防災部局と福祉部局が連携し、名簿管理だけでなく、トリアージを想定した地域と行政の協働が重要で、「要支援者の状態」×「ハザード」×「社会的孤立の有無」の掛け算で、真に支援が必要な人への取り組みを進める必要があります。

また、日常から災害を見据えた活動を行っていくと同時に、災害はあらゆる人に関係するテーマであることから、災害支援を切り口にした取り組みによってより多くの人の関わりを持ち、みんなが参加者であり支え合う意識を醸成しながら地域づくりを進めていくことが大切です。

第3期見直しの視点



* アフターコロナの地域共生社会づくり

社会情勢や暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」といった関係を超えて、地域住民が主体となり「人と人」「人と資源」が世代を超えてつながれる共生社会の実現を推進します。

* 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

社会的孤立やひきこもりなど生活課題は多様化・複雑化し、一つの事業所や団体のみでは対応が難しくなっています。そのような生活課題に対して、困っている方の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止める体制を整備します。

* 多様な社会への参加のありかた支援

介護・障がい・子ども・生活困窮等の既にある地域の社会資源と連携して、狭間にある個別的な困りごとに対応します。多機関協働により、一人ひとりのニーズと地域資源をつなぎ、多様な社会参加の実現をめざします。

* 地域全体で取り組む居場所づくり

地域で過ごす時間の多い層（子どもやその保護者・高齢者等）が、地域から孤立することなく、交流し活躍できる場を確保します。地域で実施されている活動や居場所、またそれらに取り組む人を把握し「人と人」「人と居場所」をつなぎます。

* 生きづらさを抱える人へのアウトリーチ

地域から孤立している人や必要な支援が届いていない人に対しては、本人とつながりをつくることに力点を置くことが大切です。「第四の縁」をはじめとする地域住民とのつながりをつくり、潜在的な支援ニーズを早期に把握し、有事における支援体制の充実を図ります。

* 一人の困りごとから地域福祉の充実へ

生活困窮や疾病・障がい・認知症・家族関係の不和・厳しい生育環境等が要因となり、様々な問題（虐待・DV・ひきこもり・不登校・非行・犯罪等）や生きづらさを抱えている人がいます。一人ひとりの弱さや困りごとに向き合い、受け止めることで地域福祉の充実につなげます。

* 創る、つなげる、支える人づくり

福祉ニーズが多様化する中、あらゆる生活課題に対応するためには、市民目線で支援ニーズや声を聞きつなげ、支えてくれる人（クロス人材・リンクワーカー等）の存在が重要となります。福祉の関連部局だけでなく、暮らしを支える市民や多くの機関と連携・協働して進めます。

第2次甲賀市地域福祉計画〈第3期見直し版〉【概要版】

発行： 甲賀市

編集： 健康福祉部地域共生社会推進課

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

電話 0748-69-2155 / FAX 0748-63-4085 / E-mail koka10253000@city.koka.lg.jp

